

## 第43号議案

### 春日市森林環境譲与税基金条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年6月13日

春日市長 井 上 澄 和

#### 提案理由

木材の利用の促進等の施策に要する資金に充てるため、森林環境譲与税を財源として、春日市森林環境譲与税基金を設置したい。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市森林環境譲与税基金条例

### (設置)

第1条 木材の利用の促進等の施策に要する資金に充てるため、春日市森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第27条の規定により国から譲与される森林環境譲与税の総額とし、一般会計歳入歳出予算をもって定めるものとする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する施策に要する資金に充てるときに限り、これを処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。